

正倉院文書の訓読と注釈  
月借錢解編 第八分冊

宮川 久美  
MIYAGAWA Hisami

正倉院文書の訓読と注釈 月借錢解編 第八分冊

The Japanese Reading of Chinese Texts in the Book of Japanese of Gesshakusen-ge (part of Shoso-in-monjo)  
and Explanatory Notes on it

キーワード 乞欲 希欲 今間

宮川久美

MIYAGAWA Hisami

目次

はじめに	第一分冊の1
凡例	第一分冊の1
月借錢解について	第一分冊の2
参考文献	第一分冊の6
本文編(第八分冊では81〜90のみ)	第七分冊の4
補注1(「毎」と「別」)	第一分冊の30
補注4(「成す・成し」)	第二分冊の22
補注7(大生子敷)	第六分冊の46
参考文献追加	第二分冊の25
月借錢解総目録	第二分冊の26

81

布師千尋月借錢解 二十二ノ一 続統修四十一一裏第103紙



訓読文

謹みて解す。月借錢を請ふ事を申す。

合壹佰文（一月の利は十五文）

右件みぎの錢者は一箇月を限りて本利并せて進上せむ。仍りて具さに状を注して謹みて解す。

寶龜四年五月十二日 布師千尋

別筆・朱  
一員に依りて行へ 葛井典

（返寄記録・朱）  
一七月十三日を以て一百卅文を納む。〈二百文は本。卅文は二月之利〉

一百文〈借上〉

注釈

右件 二字で「みぎ」と読む。1の注釈「右件」参照

一箇月 「箇」の字体は「箇」に作る。写真参照。

本利并 「并本利」が正格の語順。月借錢解中、30と49の「并加本利」

のみ、正格の語順。1の注釈「本利共備」参照。

布師千尋 ぬのしちひろ 東大寺写経所官人。月借錢解では31 36 55 67 81に見える。31参照。

『大日本古文書』は「布利」と翻刻しているが、「布師」の誤り。写真参照。

葛井典 『日本古代の王権と社会』所収 山下有美「月借錢再考」によれば、「葛井典之」は造東大寺司主典葛井荒海が財源として提供した錢であることを記す。1の注釈「司」、10の注釈「葛井典」参照。

一百文〈借上〉 これは返済記録ではなく、貸し出し時の記録ではないか。「借上」は「かしたてまつる」か。

謹解 申請月借錢事

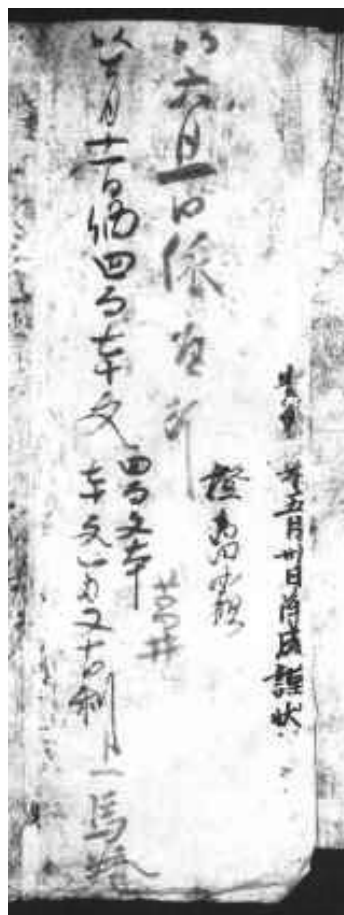
合壹佰文 一月利十五文

右件錢者、限一箇月、本利并進上、仍注具狀、謹解、

以七月十三日、納〔\*1〕一百卅文、〔\*2〕卅文二月之利、〔\*3〕一百文借上

依〔\*4〕員行 葛井〔\*5〕典〔\*6〕 寶龜四年五月十二日布利千尋

高向浄成月借錢解 二十二ノ三八ノ三九 統続修四十一一裏第104紙



訓読文

寶龜四年五月卅日 浄成謹みて状す

證 高向小祖

〔別筆・朱〕  
「六月一日を以て員に依りて行へ 葛井

上馬養」

〔返寄記録・朱〕  
「七月十一日を以て四百七十文を納む。〔四百文は本。七十文は一月又十日の利〕」

注釈

**高向浄成** たかむけのきよなり 校生。清成にも作る。宝龜三年から宝龜五年に見える。月借

銭解ではこのみに見える。

**高向小祖** たかむけのこおや 経師。月借錢解では17 19 22 74 75 82 88に見える。17参照。

**葛井** 81の注釈「葛井典」参照。

**一月又十日利** 『大日本古文書』は「又」を翻刻し落としている。写真

参照。

\*この解は前欠である。

寶龜四年五月卅日淨成謹狀(高河)

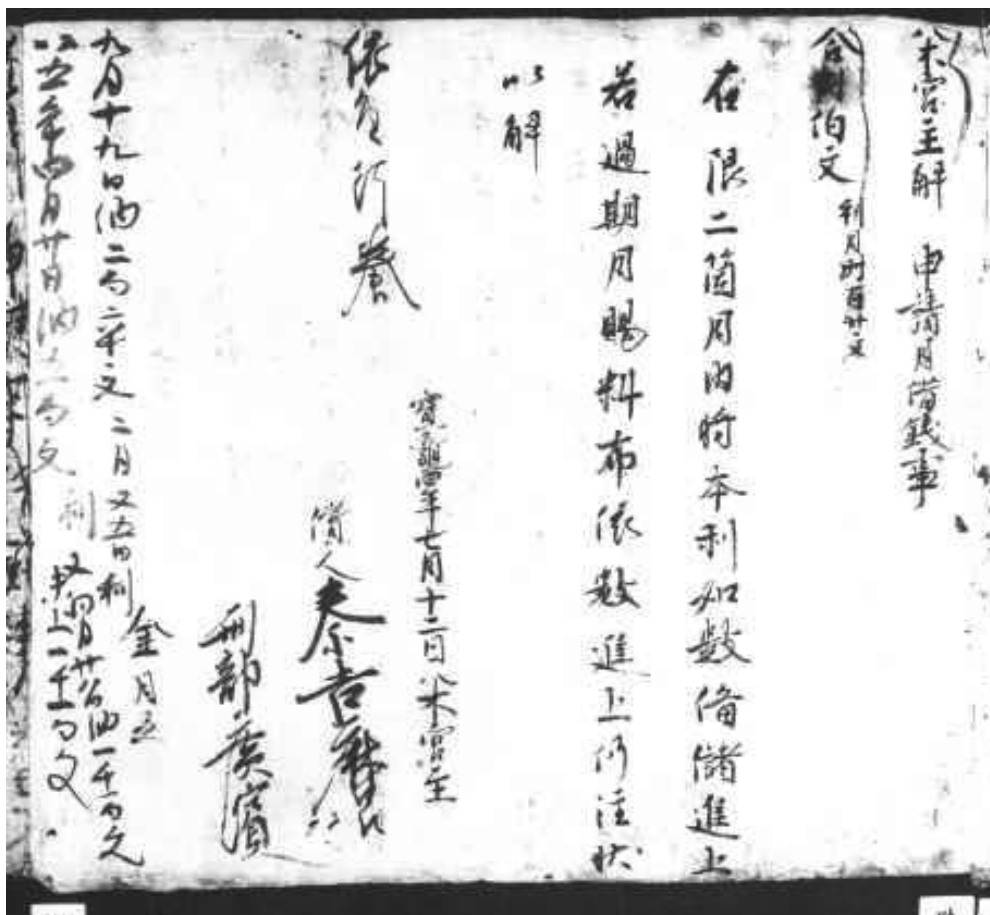
(馬養)  
證高尙小祖(馬養)

(馬養筆)  
以六月一日、依員行、

葛井(荒海)

上馬養

以七月十一日納四百七十文四百文一本  
七十文一月十日利



訓読文

八木宮主解す。月借錢を請ふ事を申す。合はせて捌伯文。〈利は月別に百廿文〉

右は二箇月の内を限りて將に本利數の如く備儲して進上せむ。若し期月過ぎなば、料の布を賜はりて數に依りて進上せむ。仍りて状を注して以て解す。

寶龜四年七月十二日 八木宮主

償人 秦吉麻呂

刑部廣濱

金月足

〔別筆朱〕 一員に依りて行へ 養

〔返済記録1・朱〕 九月十九日、二百六十文を納む。〈二月又五日の利〉

〔返済記録2・朱〕 五年四月廿日を以て五百文を納む。〈利〉

〔返済記録3・朱〕 又同月廿八日、一千百文を納む。未だ 上らざるは一千一百文

注釈

若過期月 1の注釈「若過期限」参照。

賜料布 補注「料給時」参照。

八木宮主 装潢。月借錢解では13435758758083に見える。13参照。

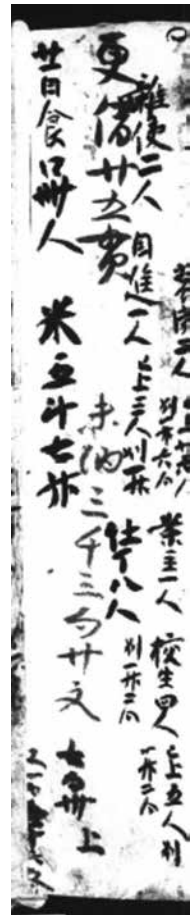
償人 債務者の逃亡如何に拘わらず支払い保証をする人。1の注釈

「保」参照。

秦吉麻呂 経師。天平勝宝二年から宝龜四年に見える。月借錢解では59



(端裏) 続統修四十一―二第31紙)



75 83 84に見える。

おさかのひろはま

刑部廣濱

裝潢。

4 13 54 57 58 83 106に見える。4 参照。

金月足

経師。月借錢解では3 29 42 52 66 68 83 90 100 103に見える。3 参照。

養 上馬養のサイン

端裏 (続々40・2)

更借廿五貫 未納三千三百廿文〈七百卅上、又一百■十六文〉

更借廿五貫 未納三千三百廿文 七百卅上 又一百■十六文

八木宮主解 申請月借錢事

合捌伯文 利月別百廿文

右、限二箇月内、將本利如數備儲進上、若過期月、賜料布依數進上、仍注狀、

以解、

寶龜四年七月十二日八木宮主

依員行養

償人 秦吉麻呂

刑部廣濱

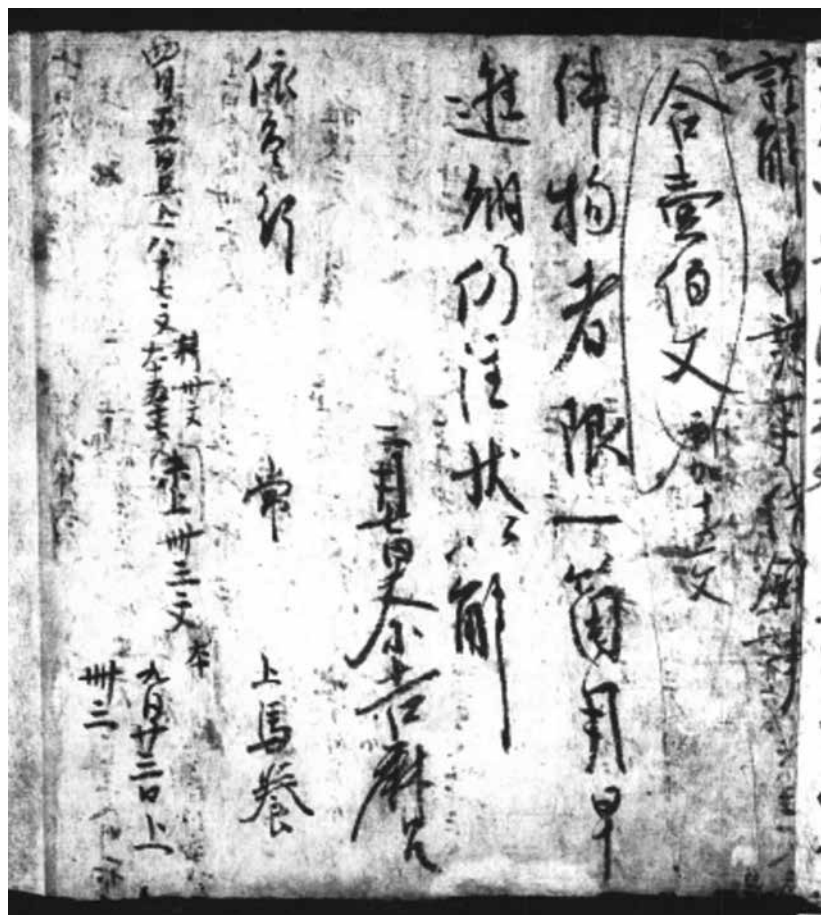
金月足

九月十九日、納二百六十文、二月又五日利

以五年四月廿日、納五百文利、又同月廿八日納一千一百文

84

秦吉麻呂月借錢解 二十二ノ五二ノ五三 続続修四十一ニ裏第30紙



(端裏 続続修四十一ニ第30紙)



訓読文

謹みて解す。月借錢を請ふ事を申す。

合はせて壹佰文。〈利は十五文を加ふ〉

件の物者一箇月を限りて早く進納せむ。仍りて状を注して以て解す。

二月七日 秦吉麻呂

〔別巻〕員に依りて行へ 常 上馬養

〔返寄記録〕四月五日、且つは八十七文を上る。〈利は卅文。本は五十七文〉未

だ上らざるは卅三文〔本〕

〔返寄記録〕九月廿三日、卅三〔文〕を上る。」

注釈

一箇月 「箇」は「簡」に作る。写真参照。

秦吉麻呂 経師。天平勝宝二年から宝亀四年に見える。月借錢解では59

75 84に見える。

常 貸し出す金の財源を示している。3の注釈「司」参照。

上馬養 校生・東大寺写経所領・案主・主典。宝亀年間の月借錢解は

ほとんど馬養が裁可している。1参照。『大日本古文書』は「上馬甘」

に翻刻するが、誤り。写真参照。

且 とりあえず、ひとまず、の意。

〔米、端裏〕  
人々手有廿五貫一百九十

端裏  
〔別筆、朱〕  
人々手有二十五貫一百九十

謹解 申請月借錢事

合壹伯文 利加十五文

件物者、限一箇月早進納、仍注狀、以解、

二月七日秦吉麻呂

〔異筆〕  
依員行

常

上馬甘

〔異筆2〕  
四月五日且上八十七文利廿文  
本五十七文未上冊三文〔異筆3〕  
本九月廿三日上  
冊三〔分脱力〕

冊三

經師大友路万呂等連署月借錢解 二十二ノ三七七〜三七八

統統修四十一二裏第36〜37紙



訓読文

謹みて解す。 月借錢を請ふ事を申す。

合はせて参貫文

大友路万呂一貫文〈質物布四端〉

船木麻呂五百文〈質物布二端〉

中臣船万呂五百文〈質物布二端〉

占部忍男五百文〈質物布二端〉

酒波家万呂五百文〈質物布二端〉

右件の錢は請ふ人等、生死同心に結び、料を給はらむ時を望みて本利具備して具に依りて將に進上せむ。仍りて状を具に注して謹みて以て解す。

寶龜五年二月一日

結上大友路万呂

船木麻呂

中臣船麻呂

占部忍男

酒波家麻呂

〔別筆1・朱〕

〔充つ〕

〔別筆2・朱〕

〔私〕

〔別筆3・朱〕

〔止〕

〔別筆4・朱〕

二月十日、充つ

〔別筆5・朱〕 上之

〔止〕



〔別筆6・朱〕  
「充つ」

〔別筆7・朱〕  
「三百文 常 二百文 知識分」

〔返済記録1・朱〕

「四月十三日、六百八十三文〔を納む〕 〈五百は本〉」

〔返済記録2・朱〕

「四月十五日、五百廿四文を納む」

〔返済記録3・朱〕

「四月廿三日、一千三百六十文を納む（二千文は本。三百六十文は二月又十二日の利）」

**注釈**

**大友路麻呂** おおとものみらまろ 経師・装潢。月借錢解では21 32 61 85に見える。21参照。

「友」は一画多い字体。写真参照。

**松木麻呂** かまのまろ 経師。月借錢解では26 49 63 85 86 102に見える。26参照。

**中臣松麻呂** なかのみのかまろ 宝亀四年から宝亀六年に見える。月借錢解ではここのみに見える。

見える。

**占部忍男** うらべのおしを 経師。月借錢解では14 49 62 85 97 102に見える。14参照。

**酒波家麿** さかなのいへまろ 経師。49 85 102に見える。49および26参照。

**右件** 二字で「みぎ」と読む。1の注釈「右件」参照。

**生死同心結** 9の注釈の「右件六人等生死同心」および補注参照。

**望料給時「望」は「至」「到」に同じ。** 料を給わる時になったら、の意。

14の注釈および補注参照。

**本利具備** 元本も利息も備えて。1の注釈「本利具備」参照。

**注状具** 「具注状」が正格の語順。23の注釈「状具注」参照。

**結上** 「生死同心結」とある、その「結」の筆頭者であることを言うか。

**私** 貸し出す金の財源を示している。1の注釈「司」参照。

**上之** 貸し出す金の財源を示している。「上」は「上馬養」。1の注釈

(續々修四十款)

謹解 申請月借錢事

合參貫文

大友路万呂一貫文 實物布四端

船木麻呂五百文 實物布二端 四月廿三日納一千三百六十文 三月六日納一千三百六十文 二月又十二日利

中臣船万呂五百文 實物布二端 四月十五日納五百廿四文 二月十日充上之

占部忍男五百文 實物布二端

酒波家万呂五百文 實物布二端 四月六日八十三文 五百本 二百文知識分

右件錢請人等生死同心結、望料給時本利具備、依員將進上、仍注狀具、謹以  
解、

寶龜五年正月一日

結上大友路万呂

船木麻呂 (目考下)

中臣船麻呂

占部忍男

酒波家麻呂

「司」参照。

常 貸し出す金の財源を示している。1の注釈「司」参照。

知識分 貸し出す金の財源を示している。1の注釈「司」参照。「知識」は結縁のため、造仏・写経などに私財を寄進すること。

\*別筆1と2は大友路万呂についての貸出記録

\*別筆3は船木麻呂について貸し出しなかったことの記録。名前も上から墨で抹消されている。写真参照。

\*別筆4は中臣船万呂についての貸出記録。

\*別筆5は占部忍男について貸し出しなかったことの記録。名前も上から墨で抹消されている。写真参照。

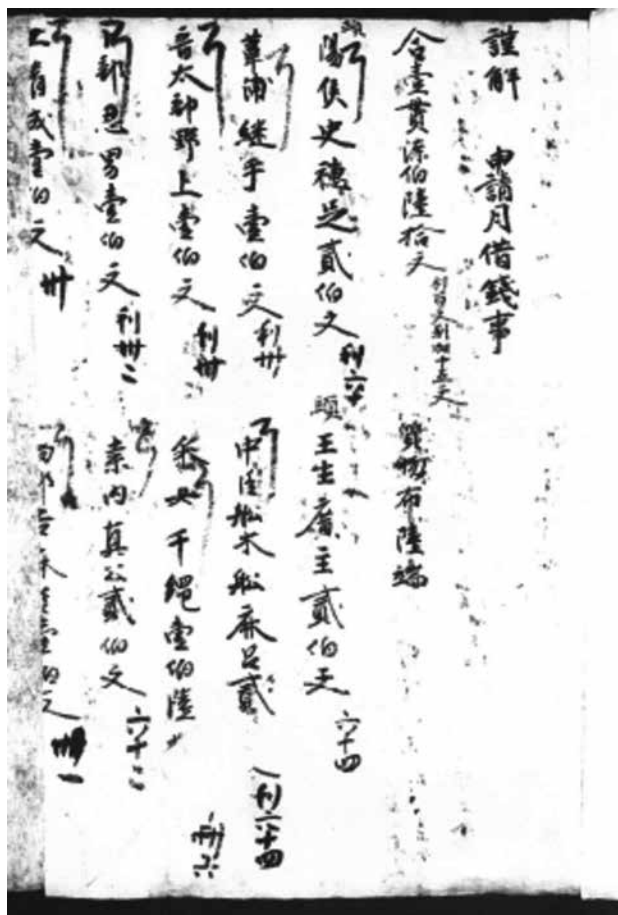
\*別筆6と7は酒波家麻呂についての貸出記録。

\*返済記録1は酒波家麻呂についてのもの。

\*返済記録2は中臣船麻呂についてのもの。

\*返済記録3は大伴路万呂についてのもの。

\*返済記録3は大伴路万呂についてのもの。



訓読文

謹みて解す。月借錢を請ふ事を申す。

合はせて壹貫漆佰陸拾文（利は百文別に十五文を加ふ）質物は布陸端陽

侯史穂足 貳伯文 壬生廣主 貳伯文

葦浦継手 壹伯文 中臣松木船麻呂 貳〔伯〕文

音太郎野上 壹伯文 采女千繩 壹伯陸拾文

卜部忍男 壹伯文 葉内真公 貳伯文

工清成 壹伯文 物部吉麻呂 壹伯文

〔別案〕  
一頭一

〔別案〕  
一頭一

〔返済記録1〕  
一利六十一

〔返済記録2〕  
一六十四

〔返済記録3〕  
一利卅一

〔返済記録4〕  
一利六十四

〔返済記録5〕  
一利卅一

〔返済記録6〕  
一利卅六

〔返済記録7〕  
一利卅二

〔返済記録8〕  
一六十二

〔返済記録9〕  
一卅一

〔返済記録10〕  
一卅一

注釈

漆伯 「漆」は「七」の大字。「伯」の字体は一画少ない。以下同。写

謹解 申請月借錢事

合壹貫柒伯陸拾文利百文別加十五文

質物布陸端

陽侯史穗足貳伯文〔解下同シ〕 壬生廣主貳伯文〔六十四〕

葦浦繼手壹伯文〔利卅〕

中臣松木麻呂貳伯文〔利六十四〕

音太郎野上壹伯文〔利卅〕

采女千繩壹伯陸拾文〔利卅六〕

卜部忍男壹伯文〔利卅二〕

桑内眞公貳伯文〔六十二〕

工清成壹伯文〔卅〕

物部吉麻呂壹伯文〔卅二〕

真参照。

陽侯史穗足 經師。陽胡・楊侯・楊胡にも作る。宝龜三年、奉写一切經

所に出仕し、宝龜七年まで見える。月借錢解では19757186に見える。

壬生廣主 經師。天平宝字五年〜六年に見える。月借錢解では647687に

見える。

葦浦繼手 經師。30465886に見える。30参照。

物部吉麻呂 造東大寺司の領。經師。4686に見える。46参照。

中臣松木麻呂 『大日古』は中臣松木麻呂におこしている。『日本古

代人名辞典』も、中臣松木麻呂としていて、中臣松木麻呂とはしてい

ない。中臣松木麻呂は松木直麻呂にも作る。中臣松木麻呂は宝龜四年から

宝龜六年に見え、月借錢解では85に松木麻呂とともに見える。

中臣松木麻呂 經師。月借錢解では2649638586102に見える。26参照。

音太郎野上 經師。月借錢解では38456095106に見える。38参照。

采女千繩 經師。宝龜五年から六年に見える。

卜部忍男 占部忍男か。占部忍男は月借錢解では1449628597102に見える。

桑内眞公 經師。宝龜二年から七年まで奉写一切經所に奉仕した。月借

錢解では1521286276869395102に見える。

工清成 經師。71020387986に見える。巧にも作る。7参照。

\*左端は切断されて第37紙に貼り継がれており、日付・裁可記録などがなくなっている。





訓読文

謹みて解す。月借錢を請ふ事を申す。

合はせて壹貫文（利は人の進る如きなり）質は家也

右件の錢は忽ち用ふる所有るに依りて一月之間請ふ所前の如し。仍りて事の状を注して葛万呂に附けて申送り、以て解す。

寶龜五年三月廿九日 葛万呂に付く

謹みて上る 経所の衙に 主奴 美努船長 状し上る

紙の末に申す。船長今間暇日甚だ多く有り。布を織りに参らむと欲す。可不之状を聞き食へむことを乞欲す。

注釈

右件 二字で「みぎ」と読む。1の注釈「右件」参照。

主奴 差出所の自分の名前の上に付ける謙称。月借錢解中では他に「下走」（5）がある。正倉院文書中には他に「下情」「下民」「下族」「下僧」「下任」「卑任」「後座」「末奴」「公奴」「奴」「奴代」「旅僧」「賤」「下官」（六一五八三、十四一六三）「下奴」「下愚」

等が見える。「下官」は『万葉集』（巻五―八五三 遊於松浦河序）にも見える。（『正倉院文書研究』四所収 丸山裕美子「書儀の受容につ

いて―正倉院文書に見る「書儀の世界―」一四八頁に詳しい。）

美努船長 経師。凶書寮書生。式部省蔭孫。散従寮散位。河内国若江郡の人。姓を三濃、三野、三努、美濃にも作る。天平二十年から宝龜五年

まで見える。月借錢解ではこのみに見える。

今間 このごろ、このところ。「間」は二つの事柄にはさまれた場所・時間を意味する。「あたり・ころおい・時期」の意である。「今」に

「間」をつけた「今間」は正倉院文書中には二十六例見られるが、『古

(續々修四十條)  
三頁)

謹解 申請月借錢事

合壹貫文 利如進人者

質家也、

右、件錢、忽依有所用、一月之間所請如前、仍注事狀、附葛万呂申送、以解、

寶龜五年三月廿九日付葛万呂

謹上 經所衙

主奴美努船長狀上

紙末申、船長今間有暇日甚多、欲參織布、乞欲可不之狀聞食、

古事』『日本書紀』『万葉集』には一例もなく、六国史中、『続日本紀』に一例見えるのみである。「このごろ・このところ」の意である。

時間を表す接尾辞「者」のつく「今者」は『日本書紀』に五例、『古事記』に一例、『続日本紀』に九例見える。「このごろ」の意味の類似的表現として、「比日間」(正倉院文書3、六国史0)、「比日之間」

(正倉院文書6、続日本紀4、続日本後紀1)、「比来之間」(正倉院古文書3、続日本紀1、日本後紀1)、「頃日間」(正倉院古文書1、六国史0)などがある。『日本書紀』には「間」のつくこれらの例は一例もない。『万葉集』でも「このころ」とよませるのは「比日」「比者」「比来」が多く、そのほか、「日来」「頃日」「頃者」「此日」「廼者」で、「間」の付くものはない。「比来之間」「頃者之間」という例が二例見えるが、これらは、それぞれ音律から考えて「このころのまの」「このころのあひだ」とよんでいる。『古事記』には「頃者」「今者」が見えるのみである。

**可不之狀** 願い出たことが可なのか不可なのかということ。  
**聞食** ききたまふ 「たまふ」は下二段活用の補助動詞。聞かせていただくの意。日本語の謙讓表現を漢字を用いて表記している。解文ではあるが、途中から啓(手紙文)のようになっていたため、日本語的謙讓表現が出てきたものである。「天皇我大命良末等宣布大命乎衆聞食倍止宣」(『大日古』卷四一二五頁 孝謙天皇詔)、「天皇御命乎衆聞食倍止宣」(宝龜三年三月二日・宣命第五十三詔)など宣命に例が多数ある。

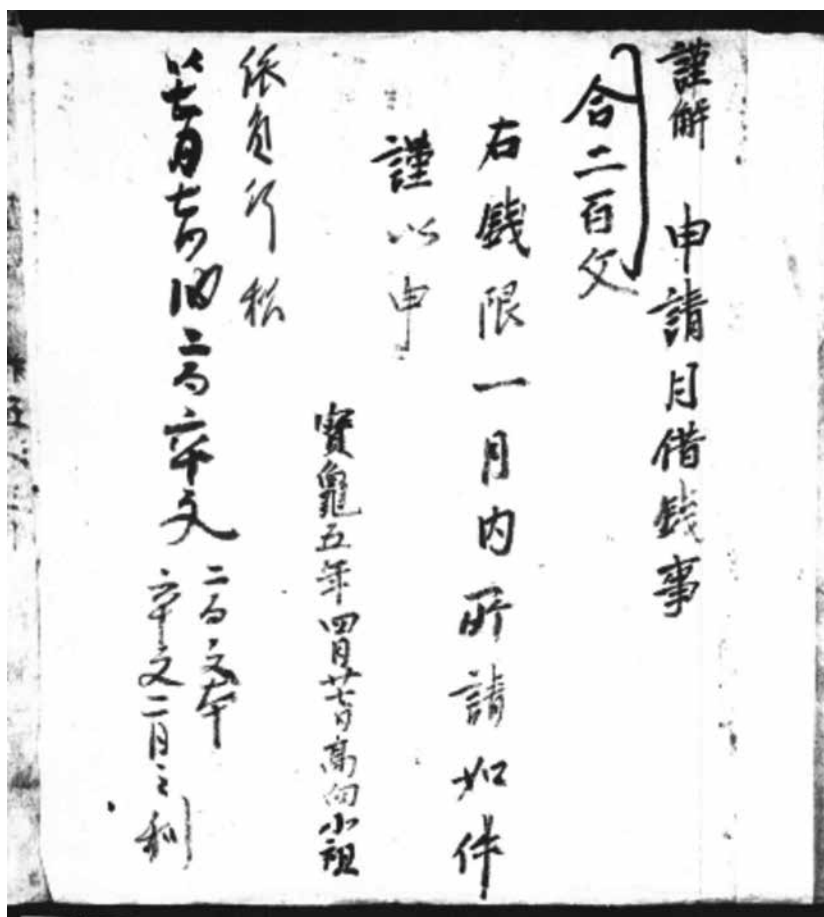
「頓首啓 進上表紙四枚 墨一迂 筆一柄 右件物為奉写私経、進上如件 (中略) 又経奉写消息、且欲聞食、頓首啓…」(『大日古』卷九一二〇九頁)という手紙の例も、お願いしてある私写経の進捗状況を聞かせていただきたい、というものである。「黒紀白紀乃御酒乎赤丹乃保仁多末倍惠良」(天平神護元年十一月条・宣命第三十八詔)と「黒記白記乃御酒食倍惠良」(神護慶雲三年十一月条・宣命第四十六詔)の

二例から「食」を「たまふ」と読むことがわかる。この二例は、「御酒をいただく」の意で本動詞。命令形が「倍」（乙類の仮名）になるのは下二段活用。「美毛止乃加多支支多末部爾多天萬都利阿久」（万葉仮名文書甲）も「御許の状聞き食へに奉り上ぐ」すなわち、あなた様のご様子を聞かせていただきにこの手紙を差し上げます、の意であろう。「聞食」は302にも見える。

**乞欲** 二字で「乞う」意。『大日古』では他にもう一例のみ見える。

「優婆 大原牛養 右人、不堪擔夫、乞欲預彼所雜使、不勝望情、謹表不次」（二十五ノ八〇（朝明人君啓））（…右の人擔夫に堪へず、彼の所の雜使に預からむことを乞欲ふ。望む情に勝へず、謹みて表す。…）

類似の表現に「希欲」がある。「可成選也、又五年之考等、希欲聞食」（『大日古』十五ノ一二四）（選成る可きや、又、五年の考等、聞き食へむことを希欲ふ…）これも二字で「希ふ」意。「聞き食ふ」は同じく「聞かせていただく」の意。「乞欲」「希欲」も仏典にはよく現れる。「衣弊服鹿穢 所住無安處 所欲往至詣 乞欲係餬口」（竺法護訳『仏五百弟子自說本起經』、『大正藏』第四卷No.一九九、一九二頁下）、「当共入海採求珍寶。人民聞令退還者多。又諸貧乞欲規採寶。」（竺法護訳『正法華經』、『大正藏』第九卷No.二六三、九四頁下）、「若有苾芻已足食竟。更有施主與五嚕五噉美好余食。時諸苾芻情希欲食者。彼苾芻已淨洗手。」（義淨訳『根本説一切有部毘奈耶』、『大正藏』第二三卷No.一四四二、八二二上）、「爾時善財童子、依彌勒菩薩摩訶薩教、漸次而行。經由一百一十余城已。到普門國蘇摩那城、住其門所思惟文殊師利。隨順觀察周旋求覓、希欲奉觀。」（実叉難陀訳『大方廣仏華嚴經』卷第八十、『大藏經』第一〇卷No.二七九、四三九頁中）など。「苾芻」は「比丘」に同じ。



訓読文

謹みて解す。月借錢を請ふ事を申す。

合はせて二百文

右の錢は一月の内を限りて請ふ所件の如し。謹みて以て申す。

寶龜五年四月廿七日 高向小祖

(別筆・朱)  
「員に依りて行へ 私」

(添寄記録)  
「七月七日を以て二百六十文を納む。二百文は本、六十文は二月之

利」

注釈

合二百文 『大日本古文書』は「合」を翻刻し落としている。

高向小祖 なかむらのこおや 経師。月借錢解では17 19 22 74 75 82 88に見える。17参照。

私 写経所内部での財源による区分か。3の注釈「一切」参照。

謹解 申請月借錢事

二百文

右錢限一月内、所請如件、謹以申、

寶龜五年四月廿七日高向小祖

〔\*〕依員行私

〔異筆〕以七月七日、納二百六十文、

二百文本  
六十文二月之利



訓読文

状を具さにし、以て解す。

寶龜五年四月廿八日 專受 五百木部眞勝

償人

石川宮衣

注釈

專受 一人でこの借錢を受け取り、債務を負うことを表す。2の注釈お

よび補注参照。

五百木部眞勝 いほきべのまか 経師。伊福部にもつくる。宝龜三年から七年に見える。

月借錢解ではこのみに見える。

償人 『大日本古文書』は「償足」と翻刻するが、「償人」の誤りだろ  
う。

債務者の逃亡如何に拘わらず支払い保証をする人。1の注釈「保」参照。

石川宮衣 いしかわのみやぎぬ 経師。月借錢解では33 52 71 75 89に見える。

\*前欠である。

狀具、以解、

寶龜五年四月廿八日專受五百木部眞勝

償足

石川宮衣

金月足・丈部濱足連署月借錢解 二十二ノ四一六ノ四一七 続修四十―二裏第33紙



訓読文

謹みて解す。月借錢を請ふ事を申す。

合はせて参佰文（利は毎百文ひやくもんごに十五文を加ふ。）

右は、一箇月の内を限りて本利并せて將に進上せむ。仍りて状を注して以て解す。

寶龜五年四月廿九日

金月足

丈部濱足

（別筆・朱）  
一員に依りて行へ 知識分

（返寄記録・朱）  
一七月五日を以て四百文を納む。〈三百は本、一百は利〉

注釈

**参佰文** 「参」の字体は写真参照。桑原祐子『正倉院文書の国語学的研究』「文字の形と語の識別―「参」の二つの字形」参照。「佰」も一画少ない字体。写真参照。

**本利并** 「并本利」が正格の語順。2の注釈および1の注釈「本利共備」参照。

**知識分** 写経所内部での財源による区分か。1の注釈「司」および85参照。

**金月足** こむのつきたり 経師。月借錢解では3 29 42 52 66 68 83 90 100 103に見える。3参照。

**丈部濱足** はせつかべのはまたり 経師。天平勝宝六年から宝龜六年までに見える。月借錢解では2 29 34 52 62 66 75 90 103 105に見える。



謹解 申請月借錢事

合參伯文利每百文加十五文

右、限一箇月内、本利并將進上、仍注狀、以解、

寶龜五年四月廿九日

金月足

丈部濱足

<sup>〔\*1〕</sup>依員行知識分

<sup>〔\*2〕</sup>以七月五日納四百文三百本  
一百利

付記

写真の使用は宮内庁正倉院事務所に届け出た。積文は、東大資料編纂所に転載許可を頂いて『大日本古文書（編年）』の積文を原文の体裁のまま転載した。いずれも便宜を図っていただき感謝いたします。

本書は、奈良女子大学大学院人間文化研究科博士後期課程の松尾良樹教授の授業「中国言語文化構造論」において、松尾教授の指導の下、桑原祐子氏、黒田洋子氏、中川ゆかり氏、田川真千子氏の助言を得て成ったものである。また、清水絢子氏の助力を得た。ここに記して感謝の意を表します。

（二〇〇九年二月九日）

（二〇一七年十二月九日補訂）